

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	臨時庁議
開 催 日 時	午前9時38分から 令和4年8月23日（火） 午前10時06分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、小野澤総務部次長兼契約検査課長、 清水市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部次長兼健康づくり課長、 山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 村山会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、 野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、 斎藤監査委員事務局長 （担当課1） 中川職員課長、佐藤同課長補佐 （担当課2） 河田市政情報課長、大井田同課長補佐、 細田同課市政情報係長、石井同課広聴統計係長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 福田同課政策企画係長、横田同課同係主事
会 議 内 容	1 職員の定年引上げに係る基本方針（案） 2 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
会 議 資 料	【議事1】 ・定年引上げに係る基本方針（案） 【議事2】 ・【資料1】個人情報の保護に関する法律について ・【資料2】個人情報ファイル簿 ・【資料3】（仮称）個人情報取扱管理簿 ・【資料4】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）につ いて

	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料5】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案） ・【資料6】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要 ・【資料7】個人情報保護条例等改正スケジュール ・【資料8】個人情報の保護に関する法律 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

【議題】

1 職員の定年引上げに係る基本方針（案）

【説明】

（担当課 1：佐藤職員課長補佐）

「職員の定年引上げに係る基本方針（案）」について説明させていただく。

資料は、2 ページ目までが基本方針（案）の本体部分、3 ページ以降は、参考として、関連する表などを記載している。

この基本方針については、様々な制度改正を伴う定年引上げに係る事務を円滑に進めるために定めるものである。

国の動向など、全体的な動きとしては、「1 定年引上げの目的と国の動向」にも記載しているが、特別な職を除き 60 歳と定められていた公務員の定年が、令和 3 年 6 月の国家公務員法や地方公務員法の改正により、令和 5 年度から段階的に引き上げられることに伴い、本市においても、定年前後の職員の勤務形態や給与などが大きく変わることとなる。

さらに、定年引上げに併せ、新たな制度等も導入されることになることから、「2 市の対応」でも触れているが、関係例規の整備を進めるとともに、職員への周知を随時行いながら、事務を進めたいと考えている。

それでは、具体的な内容について説明させていただく。

「3 制度改正の概要」の「(1) 定年の段階的引上げ」だが、表に示しているとおおり、令和 13 年度以降に定年が 65 歳となるよう、段階的に定年年齢を引き上げる。

次に、「(2) 定年引上げに伴う制度の新設等」について説明させていただく。

はじめに、「①管理監督職勤務上限年齢制の導入」だが、定年の引上げによる高年齢職員の能力活用と併せ、組織としての活力を維持するために、管理監督職につく職員を 60 歳到達年度の翌年度（61 歳となる年度）に非管理監督職に降任する制度が導入される。役職定年制とも呼ばれている。

本市においては、役職定年する職員は、係長級に格付ける予定としている。

次に、「②定年前再任用短時間勤務制の導入」だが、定年引上げ後における 60 歳以降の職員について、健康上や人生設計上により、今後、多様な働き方が求められることが想定され、また、現在の再任用制度においてもフルタイムと短時間を選択できる状況にあることから、60 歳以後に退職した職員の希望により、短時間勤務の職として再任用される制度が導入される。

再任用される時期につきましては、本市では、原則として 4 月 1 日としている。

次に、「③暫定再任用制度への移行」についてだが、定年引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の勤務条件等による暫定再任用制度が令和 5 年度から設けられる。

制度の具体的な運用としては、令和 5 年度は、現行の再任用制度をそのまま移行するかたちとしているが、令和 6 年度以降については、役職定年制との均衡や、他市の状況等を踏まえ、今後さらに検討を進めた上で制度を作っていく必要があると判断し、令和 5 年

度に向けて策定するこの基本方針（案）とは分けて、検討していく。

次に2ページの、「④給与に関する措置」だが、国家公務員では、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳到達年度の翌年度以降の給料月額が、60歳到達年度の給料月額の7割水準に設定されることとなる。

本市におきましても、国家公務員における措置を踏まえ、60歳到達年度の翌年度以降の給料月額について、国と同様に7割水準に設定する。

次に、「⑤情報提供・意思確認制度の新設」だが、定年引上げによる新たな制度等の導入により、60歳以降の勤務形態や給与がこれまでとは異なるものとなる。このため、60歳以降の任用、給与等に関する情報提供を行った上で、勤務の意思等を確認するため、この制度が設けられた。

本市においては、60歳到達年度の前年度（59歳となる年度）の2月までに対象職員に情報提供を行い、意思確認については、毎年実施している再任用意向調査と同様に、5月に行う予定としている。

次に、「4 条例改正・廃止時期」だが、令和4年第4回市議会定例会に条例改正・廃止に係る議案を提出する予定としている。

なお、今回改正等を予定している条例は、「朝霞市職員の定年等に関する条例」や「朝霞市職員の給与に関する条例」など、11本の見込みである。

なお、3ページと4ページには、参考として、「(1) 60歳到達年度から暫定再任用までの格付け・職」、「(2) 定年退職年度と再任用年度」、「(3) 給料の推移」、「(4) 定年引上げに伴う働き方の選択」を記載している。

最後に、7月21日から8月1日までの期間で、この基本方針（案）について、全職員を対象に意見聴取を行った。

結果として、職員からの意見申出はなかったが、定年引上げの制度を職員に周知する良い機会になったと考えている。

以上で、「職員の定年引上げに係る基本方針（案）」の説明を終了する。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

- 1 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

【説明】

（担当課2：河田市政情報課長）

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和3年5月19日に公布された。

従来、個人情報保護法制度は、適用される対象ごとに、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護法」、「各自治体の個人情報保護条例」に分かれており、その所管が異なっていた。

こうした中、国はデジタル庁を設置して、国及び地方のデジタル業務改革を推進していくという方針を示し、個人情報に関する法の形式や法の所管の一元化が求められることとなり、「個人情報の保護に関する法律」が改正された。

改正法では、先ほど申し上げた3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体に全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなっているが、データの利活用を促進するために現行法制の不均衡などを是正するというのが趣旨の一つとしてあり、法改正に伴う条例改正に当たり、地方公共団体独自での措置を規定する場合は、条例に規定することができることとなった。

本市では、平成9年4月1日に朝霞市個人情報保護条例が施行され、今日まで各実施機関において個人情報の適正な収集等に努めてきた。

地方公共団体は、令和5年4月1日からは、「個人情報の保護に関する法律」（全

185条）の適用を受けるが、一部の事項については地方の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるとされていることから、法の趣旨を踏まえ、条例で規定を設けている。

後ほど資料4及び5で説明するが、条例で規定するものは、開示請求等のほか、手数料及び地方公共団体に置く審議会への諮問等になる。

条例の改正内容の説明に先立ち、制度の概要を説明させていただく。

資料1の1ページ中ほど、【主な改正事項】の、1の定義の一元化ですが、法改正に伴い、個人情報の照合の扱いが統一されることとなる。

2の個人情報の取扱いの①-1の個人情報の保有制限では、現行条例は、「個人情報の利用の目的を明確にし、その目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集しなければならない」としている。

改正法では、「法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため、必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。」また、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならず、利用目的に照らし必要最小限のものでなければならない。」と規定され、個人情報全般について保有の制限をしているほか、適切な取り扱いが求められている。

①-2では、現行条例は、「本人収集を原則とし、例外的に審議会が認めた場合に本人収集ができる」としている。

なお、改正法では同様の規定はない。

次に、②の個人情報の利用及び提供の制限だが、現行条例及び改正法ともに、目的外の利用や提供を制限しているが、例外の事由はそれぞれ異なる。

現行条例では、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に目的外利用又は外部提供ができる旨の規定があるが、改正法には同様の規定はない。

この点については、改正法では「個人情報の利用、提供について類型的に審議会等への

諮問を義務付けることは許容されない」こととなる。

次に、2ページの③オンライン結合だが、現行条例では、オンライン結合を実施する際は、「法令に定めがある場合」や、「実施機関が審議会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、欠くことができないと認めるとき」としているが、改正法には同様の規定はない。

次に、中ほど3の個人情報ファイル簿だが、現在、市では、個人情報を取扱う事務を開始しようとする際は、現行条例に基づき、約1,100件の「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、運用し、その案件に応じ審議会で審議及び報告をしているが、改正法では、これまでの事務単位でなく、保有する個人情報ファイル単位で取り扱う個人情報の作成及び公表を行うことが、義務付けられることとなる。現在予定している件数は約150件である。

なお、個人情報ファイルとは、「電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの」及び「氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの」を指し、基本的にはデータベースでの管理のことを指すが、紙であっても通常の事務を行う上で検索可能な状態で個人情報を保有している場合は、個人情報ファイルに該当する。

そのため、一つの事務において複数の個人情報ファイルを保有しているような場合は、複数の個人情報ファイルを作成しなければならなくなる。なお、個人情報ファイル簿の記載内容については、後ほど資料2で説明させていただく。

次に、4の開示・訂正・利用停止請求である。

①の開示請求は、自分の情報が記載された公文書の開示を求める請求である。

②の訂正請求は、実施機関が管理する自己情報に誤りがあるときに、訂正を求める請求である。

③の利用停止請求は、適正に収集されていない個人情報について、実施機関に対し、利用の中止や消去などを求める請求である。

法改正により、開示請求等に対する決定等の期限や、開示請求等に係る手数料の額を、条例で定める必要がある。

次に、3ページ5の行政機関等匿名加工情報だが、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益に支障がない範囲で、保有個人情報を特定の個人が識別かつ復元できないように加工した上で、民間事業者に提供し、その活用を促すものである。

匿名加工情報データを利活用することで、新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることを目的に、改正法に規定されているが、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、義務ではなく、任意で提案募集等を行うこととされているため、本市ではその必要性につき情報収集を行っていきたいと思っている。

次に6の審査会だが、現行では、個人情報保護制度における開示決定等に対する審査請求がなされた際、行政不服審査法に基づき審理員による審理手続きを経て、審査会に諮問を行っているが、改正法では、審理員による審理手続きの規定の適用が除外される。

そのため、個人情報保護制度については審理員による審理手続きは行わず、審査会への

諮問を行うこととなるが、情報公開制度には法の改正がないため、このまま審理員による審理手続きを行い、審査会への諮問を行うこととなる。

次に7の審議会だが、改正法では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、法改正後も条例で規定を設けた場合に、審議会を設置することが可能となっている。

次に、4ページの8の委員会との関係だが、この委員会とは、個人情報の適切な管理と利活用を監督する国の機関である個人情報保護委員会のことを指す。

これまで、個人情報の取扱いは現行条例を根拠に運用してきたが、法改正に伴い、個人情報保護委員会が法の所管となるため、令和5年4月1日以降は法に基づき、個人情報の取扱いを運用していくこととなる。

なお、個人情報保護委員会は、必要に応じ、地方公共団体へ情報提供又は助言指導等を行う役割を担っている。

次に9の施行条例だがこれまでの説明のとおり、定義の一元化や、個人情報の取り扱いなど、大部分は改正法に基づく運用となるが、各地方公共団体で、手数料などについて、規定することができることとなっている。

しかしながら、施行条例で定めるに当たり、改正法の趣旨の範囲を超えて、各地方公共団体が独自に規定することができるわけではなく、法の趣旨が許容する範囲内において、定めなければならないものとなっていることから、①の施行条例で定める必要がある事項、②の施行条例で定めることができる事項では、その主なものを明示している。

その他こちらに記載はないが、実施機関から議会、土地開発公社は除外され、また、死者に関する情報は改正法により個人情報保護制度の対象外となる。

また、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの」として条例で要配慮個人情報として定めることができることとなっている。

しかし、現時点では、地域の特性として、条例要配慮個人情報として規定する項目はないと考えているが、今後の本市の施策や社会状況等の変化により必要性が生じた場合に再度検討していきたいと考えている。

なお、情報公開制度では引き続き、実施機関に議会、土地開発公社が含まれ、また、死者の情報も個人情報として扱うこととなる。

続いて、資料2は、令和5年4月1日から市で使用する、個人情報ファイル簿の案だが、改正法では、1,000人以上の個人情報を取扱う場合は、「個人情報ファイル簿」を作成・公表することが義務付けられている。

これまで市で作成してきた個人情報取扱事務登録簿は、一つの登録簿の中に複数の個人情報の名簿が存在していたが、「個人情報ファイル簿」では、名簿ごとに作成することになる。

なお、公表はホームページ等で行う予定である。

続いて資料3は、市で使用する、「(仮称)個人情報取扱管理簿」の案だが、市で取り扱う個人情報を把握できるものである。

これまでの個人情報取扱事務登録簿では様々な様式があり、管理及び内容が複雑であったことから、今回の法改正にあわせて令和5年3月31日で個人情報取扱事務登録簿を廃止し、令和5年4月1日以降は、個人情報ファイル簿及び「(仮称)個人情報取扱管理簿」で個人情報の管理を行っていきたいと考えている。

なお、個人情報ファイル簿は、市のホームページでの公表を行うが、「個人情報取扱管理簿」は基本的に内部事務で利用していくこととなる。

それでは、個人情報ファイル簿の説明に入る。

様式1左側の「事務事業名」は、実施計画の事務事業名を考えている。市では、実施計画に基づき各種事業が行われているが、これまで実施計画の事務事業と個人情報取扱事務は単位が異なっていた。そこで、令和5年4月1日以降は、実施計画の事務事業単位で、個人情報の管理を行っていきたいと考えている。

また、右側から4及び5列目の、目的外利用や外部提供の有無などについても、この管理簿で把握できるようになっている。

なお、「(仮称)個人情報取扱管理簿」は9月に各課に照会を行う予定である。詳細な件数は未定だが、実施計画の事務事業は約400件となっている。

続いて、資料4及び5について説明させていただく。

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例について、各条文の説明させていただく。

第1条では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を規定している。

第2条では、法及び政令で使用されている用語の例によることを規定している。

第3条では、開示請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第4条では、開示請求にかかる個人情報が開示情報に該当しなくなる期日があらかじめ分かっている場合は、その期日を通知することを規定している。

第5条では、開示決定等の期限やその特例について規定している。

法では、条例で法よりも短い期間を定めることが認められている。

また、起算日について、法では、「請求があった日の翌日」とされ、現行条例では、「請求があった日」とされている。

この条では、開示決定等の期限については、現行条例と同様の日数、特例については、開示決定等の期限に法で定めた30日を加えた期間とし、さらに、起算日については法にない「請求があった日の翌日」と規定している。

そのため、条例では、現行条例と同様の日数とするため、「14日以内」と規定している。

第6条では、現行条例と同様に手数料は無料とし、写しや送付に係る費用を請求者の負担とすることを規定している。

第7条では、訂正請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第8条では、訂正決定等の期限やその延長について規定しているが、内容は、第5条と同様である。

第9条では、利用停止請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第10条では、利用停止決定等の期限やその延長について規定しているが、内容は、第5条と同様である。

第11条では、審議会への諮問が可能な事項について規定している。

第12条では、毎年度、個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を規定している。

附則第1条では、この施行条例の施行期日を規定している。

第2条では、現行条例の廃止をする規定している。

第3条では、職員や受託者等の責務や罰則の経過措置について規定している。

第4条では、情報公開・個人情報保護審査会の設置に関連する法令の変更や、所掌事務について規定している。

第5条では、現行条例のもとに諮問された事案の答申については、改正後の審査会条例において諮問事項とされている場合に限り、施行条例の施行後も、継続して審査を行い答申することを規定している。

第6条では、情報公開・個人情報保護審議会の設置に関連する法令の変更や、所掌事務について規定している。

第7条では、現行条例のもとに諮問された個人情報保護制度の運営に関する重要事項の答申については、法改正後の審議会条例において諮問事項とされている場合に限り、施行条例の施行後も、継続して審議を行い答申することを規定している。

第8条では、安全管理及び秘密保持義務を改正するものである。

第9条では、指定管理者等の秘密保持義務についての経過措置を規定している。

続きまして資料6について説明させていただく。

この度の、条例の制定にあたりパブリックコメントを実施したいと考えている。

パブリックコメントでは、1ページの1として個人情報保護法律の改正によって変わる点、2として現行の朝霞市個人情報保護条例との変更点及び3ページの3としてスケジュールについてそれぞれ記載するものである。

なお、実施時期は8月23日から9月21日を予定している。

パブリックコメント後の10月4日の政策調整会議を行い、条例の最終案と規則案につき説明をさせていただく。

その後、庁議、審議会を経た後、罰則の規定につき、さいたま地方検察庁と協議を行っていきたいと考えている。

なお、条例案は、12月議会に上程し、議決後に改正された条例の内容について、審議会の学識経験者の委員による職員を対象とした、研修会を開催したいと考えている。

説明は以上である。

(宮村公室長)

本件は政策調整会議で審議している。

まず現行条例と比べて保護法が後退する部分についてはどのように考えているのかとの質問に対して、死者の情報を個人情報として扱わなくなることが後退する部分であると考えている。また、オンライン結合など審議会にかけずに行うことになったが、審議会の報告義務があるため第三者の目は確保されており法律の後退はないと考えているとの回答があった。

次に、職員や市民への周知を考えると12月議会に上程した方が良いのではないかとの

質問に対しては検察協議に時間を要するためやむを得ず3月としているが、日程調整を検討するとの回答があった。

以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】